

## 大阪広域水道企業団企業長の選出について

### 1. 企業長の選出方法等

- 大阪広域水道企業団規約第 8 条

(企業長)

第 8 条 企業団に企業長を置く。

- 2 企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。
- 3 企業長は、構成団体の長の互選による。
- 4 企業長の任期は、当該構成団体の長の任期とする。

### 2. 前企業長の在任期間

平成 29 年 10 月 20 日から平成 31 年 4 月 30 日まで

### 3. 新企業長の就任期間

本日から当該構成団体の長の任期まで



大阪広域水道企業団規約

平成22年11月2日  
大阪府指令市第2654号

第1章 総則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、別表第1に掲げる地方公共団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（平28大阪府指令市4237・一部改正）

(企業団の共同処理する事務)

第3条 企業団は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 水道用水供給事業の経営に関する事務
- (2) 別表第2に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務
- (3) 水道事業の受託・技術的支援に関する事務
- (4) 工業用水道事業の経営に関する事務
- (5) 前各号に附帯する一切の事務

（平28大阪府指令市4237・一部改正）

(企業団の事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、大阪府中央区谷町2丁目3番12号に置く。

第2章 企業団の議会

(企業団の議会の組織及び議員の選挙方法)

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、33人とする。

2 企業団議員は、構成団体の議会の議員の中から選挙する。

3 前項に規定する選挙の方法は、構成団体の長が共同して推選することによりこれを行う。

（平28大阪府指令市4237・一部改正）

(議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員としての任期による。

2 企業団議員が構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 企業団の議会の解散があったとき、又は企業団議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(企業団議会の事務局)

第7条 企業団の議会に事務局を置く。

第3章 企業団の執行機関

(企業長)

第8条 企業団に企業長を置く。

2 企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。

3 企業長は、構成団体の長の互選による。

4 企業長の任期は、当該構成団体の長の任期とする。

(補助職員)

第9条 企業団に職員を置く。

2 前項の職員は、企業長が任免する。

(監査委員)

第10条 企業団に監査委員2人を置く。

2 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 監査委員に事務局を置く。

(首長会議の設置)

第11条 企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、首長会議を置く。

2 前項の首長会議の委員は、構成団体の長をもって充てる。

3 首長会議に必要な事項については、企業長が定める。

(運営協議会の設置)

第12条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

2 前項の運営協議会の委員は、構成団体の水道事業管理者をもって充てる。ただし、水道事業管理者を置かない構成団体については、当該構成団体の長が指名する者をもって充てる。

3 運営協議会に必要な事項については、企業長が定める。

#### 第4章 企業団の経費

(企業団の経費の支弁の方法)

第13条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金その他収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、構成団体の協議により定める。

#### 第5章 その他

(補則)

第14条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則 (平成22年11月2日大阪府指令市第2654号)

(施行期日)

1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第8条及び第9条の規定は、大阪府知事の許可の日から施行す

る。

(職務執行者)

2 この規約施行後、企業長が選任されるまでの間は、堺市長が企業長の職務を執行する。

附 則 (平成23年1月20日大阪府指令市第3319号)

(施行期日)

1 この規約は、大阪府知事の許可の日から施行する。

附 則 (平成28年1月19日大阪府指令市第4237号)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月18日大阪府指令市第2037号)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

(平23大阪府指令市3319・一部改正)

堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
--

別表第2 (第3条関係)

(平28大阪府指令市4237・追加、平30大阪府指令市2037・一部改正)

泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村
---------------------------------------